

別 紙

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱の概要（令和２年度）

1 補助事業（医療関係事業）

(1) 別表 1

ア 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業（継続）

(ア) 事業内容：病院が入院患者に対して行う歯科保健医療に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院

(ウ) 補助率：10/10以内

イ 認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業（継続）

(ア) 事業内容：認知症等入院患者への歯科医療に資する研修会に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県歯科医師会

(ウ) 補助率：10/10以内

ウ 魅力的な臨床研修プログラム作成事業（継続）

(ア) 事業内容：臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容のさらなる充実化を図るために必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：臨床研修病院

(ウ) 補助率：研修にかかる費用10/10以内、設備整備費2/3以内

エ 県内定着のための普及・啓発事業（看護学生実習受入促進事業）（継続）

(ア) 事業内容：県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成講習会受講に必要な経費を補助します。

ただし、1施設につき1名分のみを対象とします。

(イ) 補助対象：実習指導者として配置されている職員のうち、実習指導者講習会受講者の割合が、50%以下となっている県内の中小規模（200床未満）の病院等

(ウ) 補助率：10/10以内

オ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業（継続）

(ア) 事業内容：地域医療構想に基づき、病院がその地域に必要な病床への機能分化・転換を行い、医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院

(ウ) 補助率：施設整備1/2以内・1/3以内、設備整備1/2以内

カ 病床の機能分化・連携を推進するための解体支援事業（継続）

(ア) 事業内容：地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失を補助します。

(イ) 補助対象：病院

(ウ) 補助率：1/2以内・1/3以内

キ 医業承継診療所施設設備整備支援事業（新規）

(ア) 事業内容：医業承継バンクによりマッチングされ、新規開業する診療所の施設・設備の整備にかかる費用を補助します。

(イ) 補助対象：医業承継バンクにより承継され開業する診療所

(ウ) 補助率：1／2以内

ク 12誘導心電図伝送システム導入事業（新規）

(ア) 事業内容：12誘導心電図伝送システム導入に必要な心電図本体及びアカウント料を補助します。

(イ) 補助対象：医療機関及び消防機関

(ウ) 補助率：2／3以内

ケ 地域医療研修支援事業（継続）

(ア) 事業内容：地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会開催に必要な経費を補助します。

ただし、年度内に開催する1回分のみを対象とします。

(イ) 補助対象：いわき市

(ウ) 補助率：10／10以内

コ 特定行為研修推進事業（継続）

(ア) 事業内容：看護師の特定行為研修受講に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等

(ウ) 補助率：10／10以内

サ 多職種連携推進事業（継続）

(ア) 事業内容：県内の高校生や医療関係職種養成所等の学生を対象に、多職種連携に係る研修会を開催する場合に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：医療福祉関連施設及び関連団体

(ウ) 補助率：1／2以内

シ リハビリテーション機器活用人材育成事業（継続）

(ア) 事業内容：リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等の開催に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県理学療法士会

(ウ) 補助率：2／3以内

ス 小児平日夜間救急医療支援事業（継続）

(ア) 事業内容：平日夜間の夜間小児外来の運営に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：西白河地方市町村会及び白河厚生総合病院

(ウ) 補助率：1／4以内

セ 小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業（継続）

(ア) 事業内容：救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：郡市医師会

(ウ) 補助率：10／10以内

ソ 在宅医療推進事業（継続）

(ア) 事業内容：県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関及び医療関係団体等が実施する取組の実施に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所、医療関係団体

(ウ) 補助率：10／10以内

タ 訪問看護推進事業（継続）

(ア) 事業内容：訪問看護連絡体制を整備するために必要となる経費を補助します。

(イ) 補助対象：県訪問看護連絡協議会

(ウ) 補助率：10／10以内

チ 地域連携体制支援事業（継続）

(ア) 事業内容：退院支援部門の設置運営に必要となる経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院

(ウ) 補助率：10/10以内

ツ 在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器）（継続）

(ア) 事業内容：在宅医療提供体制強化のため、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器を整備するために必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所

(ウ) 補助率：2/3以内

テ 在宅医療基盤整備事業（訪問診療車）（継続）

(ア) 事業内容：在宅医療の推進のために必要となる訪問診療車の整備に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所

(ウ) 補助率：2/3以内

ト 在宅医療拠点整備事業（新規）

(ア) 事業内容：在宅医療の担い手が特に不足する地域において、医師等を確保して訪問診療を実施するための経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院

(ウ) 補助率：10/10以内、2/3以内

ナ 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業（継続）

(ア) 事業内容：無菌調剤等に対応できる在宅医療エキスパート薬剤師の育成に関する研修会等の開催に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県内薬剤師会

(ウ) 補助率：10/10以内

ニ 医療と介護の連携強化事業（継続）

(ア) 事業内容：医療機関及び介護事業者がICTを活用し、在宅患者の情報を共有するために必要な設備整備に係る経費を補助します。

(イ) 補助対象：病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等

(ウ) 補助率：1/2以内

ヌ 地域医療提供体制強化事業（継続）

(ア) 事業内容：二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するため必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：医療機関（ただし、浜通りの医療期間を除く。）

(ウ) 補助率：1/3以内

ネ 無菌調剤室整備支援事業（継続）

(ア) 事業内容：在宅医療に係る医薬品の供給及び応需体制を強化するため、無菌調剤室等の整備及びそれに付随する研修に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県薬剤師会及び県薬剤師会に所属する薬局

(ウ) 補助率：整備費用2/3以内、研修会10/10以内

(2) 別表 2

ア 歯科衛生士、歯科技工士の復職・再就業支援事業（継続）

(ア) 事業内容：再就職を希望する歯科衛生士及び歯科技工士に対する研修及び実習に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県歯科医師会

(ウ) 補助率：10/10以内

イ 歯科医療従事者の人材確保支援事業（継続）

(ア) 事業内容：歯科衛生士等の人材確保支援体制の強化のため、インターネットを通じた求人・求職システムの整備に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県歯科医師会

(ウ) 補助率：10/10以内

ウ がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業（継続）

(ア) 事業内容：がん診療連携拠点病院等が地域の薬局薬剤師に対して行うがん治療の化学療法、緩和ケアに関する研修会に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：がん診療連携拠点病院

(ウ) 補助率：10/10以内

エ ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備事業（一部改正）

(ア) 事業内容：補助事業者が運営する全県的な医療福祉情報連携基盤の整備等に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：県医療福祉情報ネットワーク協議会

(ウ) 補助率：3/4以内

オ がんピアネットワーク構築支援事業（継続）

(ア) 事業内容：ピアサポーターの養成、活動及び資質向上に必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：がんピアネットふくしま

(ウ) 補助率：10/10以内

カ 人材育成・定着促進事業（継続）

(ア) 事業内容：地域の病院と福島県立医科大学が連携して臨床研修病院群を形成し、より多くの臨床研修医及び後期研修医を獲得するために必要な経費を補助します。

(イ) 補助対象：福島県立医科大学

(ウ) 補助率：10/10以内

キ 訪問看護促進のための支援事業（新規）

(ア) 事業内容：訪問看護ステーションの負担軽減を図るための支援や訪問看護師の育成に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等を補助

(イ) 補助対象：郡市医師会

(ウ) 補助率：10/10以内

2 要綱・留意事項等について

福島県地域医療課のホームページに掲載していますので、御利用ください。

検索ソフトで「福島県地域医療課」で検索後、「地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱を改正しました」をクリックし、「福島県地域医療介護総合確保基金補助金交付要綱」の「要綱」、「要綱様式」、「留意事項・様式」を御参照ください。

※ ホームページを見ることができない方は、次頁の事業担当者まで御連絡ください。

3 問い合わせ先

事業ごとに下記の担当にお問い合わせください。

(1) 別表 1

事業名	担当課名	担当者名	電話番号
病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業	地域医療課	横澤	024-521-7221
認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業	地域医療課	横澤	024-521-7221
魅力的な臨床研修プログラム作成事業	医療人材対策室	岡部	024-521-7881
県内定着のための普及・啓発事業 【看護学生実習受入促進事業】	医療人材対策室	須賀	024-521-7222
病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業	地域医療課	原田	024-521-7915
病床機能分化・連携を推進するための解体等支援事業	地域医療課	原田	024-521-7915
医業承継診療所設備整備支援事業（新規）	地域医療課	渡部	024-521-7221
12誘導心電図伝送システム導入事業（新規）	地域医療課	阿部	024-521-7221
地域医療研修支援事業	医療人材対策室	岡部	024-521-7881
特定行為研修推進事業	医療人材対策室	坂本	024-521-7222
多職種連携推進事業	医療人材対策室	坂本	024-521-7222
リハビリテーション機器活用人材育成事業	地域医療課	山口	024-521-7221
小児平日夜間救急医療支援事業	地域医療課	鈴木	024-521-7221
小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	地域医療課	鈴木	024-521-7221
在宅医療推進事業	地域医療課	斎藤（太）	024-521-7221
訪問看護推進事業	地域医療課	斎藤（太）	024-521-7221
地域連携体制支援事業	地域医療課	横澤	024-521-7221

在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器・訪問診療車）	地域医療課	斎藤（太）	024-521-7221
在宅医療拠点整備事業（新規）	地域医療課	斎藤（太）	024-521-7221
在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業	薬務課	菅野	024-521-7233
医療と介護の連携強化事業	地域医療課	原田	024-521-7915
地域医療提供体制強化事業	地域医療課	鈴木	024-521-7221
無菌調剤室整備支援事業	薬務課	菅野	024-521-7233

（２）別表２

事業名	担当課名	担当者名	電話番号
歯科衛生士、歯科技工士の復職・再就業支援事業	地域医療課	横澤	024-521-7221
歯科医療従事者の人材確保支援事業	地域医療課	横澤	024-521-7221
がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業	薬務課	菅野	024-521-7233
ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備事業	地域医療課	原田	024-521-7915
がんピアネットワーク構築支援事業	地域医療課	阿部	024-521-7221
人材育成・定着促進事業	医療人材対策室	岡部	024-521-7881
訪問看護促進のための支援事業（新規）	地域医療課	斎藤（太）	024-521-7221